

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量 新旧対照表

新							旧						
<u>平成29年12月6日 一部改正</u>							<u>平成28年11月17日 一部改正</u>						
長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）							長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）						
第1	共通事項 （略）						第1	共通事項 （略）					
第2	普通作物 （略）						第2	普通作物 （略）					
第3	果樹 （略）						第3	果樹 （略）					
第4	野菜 1～24 （略）						第4	野菜 1～24 （略）					
25	いちご 【化学合成農薬】						25	いちご 【化学合成農薬】					
区分		農薬使用回数【延べ有効成分数】				備考	区分		農薬使用回数【延べ有効成分数】				備考
		内 訳（参考）							内 訳（参考）				
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤					殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
冬採り	ランナー切離～定植	4 8	8	4	0	県下全域	半促成 加温	ランナー切離～定植	4 8	8	4	0	県下全域
・夏秋	定植～開花前		4	6	1	県下全域		定植～開花前		4	6	1	県下全域
採り	収穫期以降		1 1	1 4	0	県下全域		収穫期以降		1 1	1 4	0	県下全域
※①購入苗を定植する場合は、ランナー切離～定植の12剤に代えて、育苗者の防除回数を地域慣行基準として算入する。							※①購入苗を定植する場合は、ランナー切離～定植の12剤に代えて、育苗者の防除回数を地域慣行基準として算入する。						
②本基準は、収穫期間を120日と想定しており、収穫終了時期により、週当たり2.0剤を増減させるものとする。							②本基準は、収穫期間を120日（4月末）を想定しており、収穫終了時期により、週当たり2.0剤を増減させるものとする。						
【化学肥料】							【化学肥料】						
区分		窒素成分量【kg/10a】	備考				区分		窒素成分量【kg/10a】	備考			
県下全域		2 5					県下全域		2 5				
※①前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。							※①前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。						
②本基準は、 <u>土耕栽培においては</u> 、収穫期間を120日と想定しており、収穫期間が120日を越える場合は、週当たり1kg/10aを加えるものとする。							②本基準は、収穫期間を120日（4月末）を想定しており、収穫期間が120日を越える場合は、週当たり1kg/10aを加えるものとする。						
③ <u>養液栽培は高設を想定した液肥を給液する栽培方式とする。なお、栽培期間は240日を想定している。</u>							③（追加）						
26～36	（略）						26～36	（略）					
第5	特用作物 （略）						第5	特用作物 （略）					
第6	飼料作物 （略）						第6	飼料作物 （略）					

